

議案第46号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成28年 6 月 6 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

執行機関が個人番号を利用することができる事務を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の次に次のように加える。

1の2 区長	葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和49年葛飾区条例第34号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1の3 区長	葛飾区難病患者福祉手当条例（昭和53年葛飾区条例第3号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の12の項の次に次のように加える。

12の2 区長	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
12の3 区長	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の17の項の次に次のように加える。

17の2 区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の4の項中「又は児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報」を「、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表11の

項中「（昭和49年葛飾区条例第34号）」を削り、「心身障害者福祉手当の支給に関する情報」の次に「（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）」を加え、「（昭和53年葛飾区条例第3号）」を削り、「難病患者福祉手当の支給に関する情報」の次に「（以下「難病患者福祉手当関係情報」という。）」を、「児童育成手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童育成手当関係情報」という。）」を加え、同表22の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表25の項中「葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当に関する情報、葛飾区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当に関する情報、葛飾区児童育成手当条例による児童育成手当に関する情報」を「心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報」に改め、同表28の項の次に次のように加える。

28の2 区長	葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
28の3 区長	葛飾区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、心身障害者福祉手当関係情報、児童育成手当関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の29の項中「又は葛飾区生業資金貸付条例による資金の貸付けに関する情報」を「、葛飾区生業資金貸付条例による資金の貸付けに関する情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表34の項中「又は葛飾区学童保育クラブ条例による使用料の徴収に関する情報」を「、葛飾区学童保育クラブ条例による使用料の徴収に関する情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表35の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報」に改め、同表42の項中「葛飾区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、葛飾区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報、葛飾区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報」を「心身障害者福祉手当関係情報、難病患者福祉手当関係情報、児童

育成手当関係情報」に改め、同項の次に次のように加える。

42の2 区長	重度心身障害者、重度心身障害児又は難病患者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
42の3 区長	重度身体障害者、重度身体障害児又は難病患者等に対する住宅設備改善費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の46の項及び47の項を次のように改める。

46 区長	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
47 区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の47の項の次に次のように加える。

47の2 区長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	---

		るもの
--	--	-----

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項、11の項、22の項、25の項、29の項、34の項、35の項、42の項、46の項及び47の項の改正規定は、公布の日から施行する。